

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年七月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年七月二十二日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 上里鬼石線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	児玉郡神川町大字新宿字枇杷ヶ橋 九六番地先から同郡同町大字新宿 字本郷一八番一地先まで	区 間
二九・五三) 一二・二九	一三・四一) 九・三〇	敷地の幅員 (メートル)
	二九五・四五	延長 (メートル)
	道路改良工事による。	備 考